

令和3年度 東京都立富士高等学校附属中学校 募集要項

令和2年9月1日

一般枠募集																									
日程	出願受付	令和3年1月12日(火)から令和3年1月18日(月)まで 郵送(上記出願受付期間に中野郵便局に必着(郵便局留))により受付																							
	受検票交付	令和3年1月23日(土) 配達時間帯指定郵便(区分:午前)にて発送																							
	検 査	令和3年2月3日(水)																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>開始時刻～終了時刻</th> <th>時間</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集 合</td> <td>午前 8時30分</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第1時限</td> <td>午前 9時00分～午前 9時45分</td> <td>45分</td> <td>適性検査Ⅰ</td> </tr> <tr> <td>第2時限</td> <td>午前 10時25分～午前 11時10分</td> <td>45分</td> <td>適性検査Ⅱ</td> </tr> <tr> <td>第3時限</td> <td>午前 11時50分～午後 0時35分</td> <td>45分</td> <td>適性検査Ⅲ</td> </tr> </tbody> </table>		開始時刻～終了時刻	時間	実施内容	集 合	午前 8時30分			第1時限	午前 9時00分～午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ	第2時限	午前 10時25分～午前 11時10分	45分	適性検査Ⅱ	第3時限	午前 11時50分～午後 0時35分	45分	適性検査Ⅲ		
			開始時刻～終了時刻	時間	実施内容																				
		集 合	午前 8時30分																						
第1時限	午前 9時00分～午前 9時45分	45分	適性検査Ⅰ																						
第2時限	午前 10時25分～午前 11時10分	45分	適性検査Ⅱ																						
第3時限	午前 11時50分～午後 0時35分	45分	適性検査Ⅲ																						
発 表	令和3年2月 9日(火) 午前9時 校内に掲示及び本校のホームページに掲載																								
入学手続	令和3年2月 9日(火) 午前9時から午後3時まで 令和3年2月10日(水) 午前9時から正午まで																								
募集人員	「令和3年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。																								
応募資格	<p>(1)学校教育法に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程を令和3年3月に卒業又は修了する見込みの者</p> <p>(2)保護者と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は入学日までに保護者と共に都内に転入することが確実な者</p> <p>※詳細については「令和3年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目」(令和2年6月東京都教育委員会)を御確認ください。</p> <p>※都外在住者で入学日までに都内に転入することが確実な者のうち、保護者が父母である場合で、父母のうちどちらか一方が特別の事情により都内に志願者と同居できない場合は、保護者要件に関する応募資格審査関係書類(①理由書(様式応6)、②理由を証明する書類)を提出すること。</p>																								
出願	出願方法	・本校を志願する者は、他の東京都立中等教育学校及び東京都立中学校並びに千代田区立九段中等教育学校への出願はできない。																							
	出願願書等	<p>・志願者は、本校校長宛てに、出願に要する書類等を出願受付期間に必着するよう、郵送(郵便局留)により提出する。</p> <p>(1)入学願書(「一般枠募集」) ※本校で配布したものを使用すること。</p> <p>(2)在籍小学校からの報告書 ※本校で配布したものを使用すること。</p> <p>(3)応募者資格審査関係書類 ※該当する者のみ</p> <p>(4)入学考査料(2,200円) ※領収証書を入学願書の裏面に貼り付ける。</p>																							
検査方法	<p>出題の基本方針</p> <p>・適性検査Ⅰ(共同作成問題)…文章の内容を的確に読み取ったり、自分の考えを論理的かつ適切に表現したりする力をみる。</p> <p>・適性検査Ⅱ(共同作成問題)…資料から情報を読み取り、課題に対して思考・判断する力、論理的に考察・処理する力、的確に表現する力などをみる。</p> <p>・適性検査Ⅲ(独自問題)…資料や様々な条件を基に課題を見出したり、課題解決したりする力をみるとともに、計算したり、説明したりする力をみる。</p>																								
入学者の決定	<p>・男女別に報告書の点数及び適性検査の点数を合計した総合成績の順に合格候補者を決定する。</p> <p>・それぞれの項目の配点及び総合成績の算出方法は次のとおりである。</p> <p>・報告書は、「各教科の学習の記録」について、別表により点数化する。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="0"> <tr> <td>報告書 425点(満点)</td> <td>適性検査Ⅰ 100点(満点)</td> <td>適性検査Ⅱ 100点(満点)</td> <td>適性検査Ⅲ 100点(満点)</td> </tr> <tr> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> <td>↓</td> </tr> <tr> <td>300点(換算後)</td> <td>200点(換算後)</td> <td>200点(換算後)</td> <td>300点(換算後)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">+</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">700点</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2"></td> <td>1000点(総合成績)</td> </tr> </table> </div>	報告書 425点(満点)	適性検査Ⅰ 100点(満点)	適性検査Ⅱ 100点(満点)	適性検査Ⅲ 100点(満点)	↓	↓	↓	↓	300点(換算後)	200点(換算後)	200点(換算後)	300点(換算後)		+				700点		=				1000点(総合成績)
報告書 425点(満点)	適性検査Ⅰ 100点(満点)	適性検査Ⅱ 100点(満点)	適性検査Ⅲ 100点(満点)																						
↓	↓	↓	↓																						
300点(換算後)	200点(換算後)	200点(換算後)	300点(換算後)																						
	+																								
	700点		=																						
			1000点(総合成績)																						
繰上合格	<p>・繰上げ合格候補者通知書の送付については、令和3年2月10日(水) 配達時間帯指定郵便(区分:午前)にて発送する。</p> <p>・繰上合格候補者には、男女合同の総合成績順に繰上順位を記載した「繰上合格候補者通知書」を郵送する。</p> <p>・入学辞退者が生じた場合、2月末日を目途として期限を定め、繰上順位に従って電話により入学意思を確認し、繰上合格者を決定し、「繰上合格通知書」を交付する。</p> <p>・募集人員を充足した後、繰上合格者とならなかった繰上合格候補者に「入学者決定事務終了通知書」を郵送する。</p>																								

※特別枠募集は実施しない。

別表

入学者決定方法・配点等

教科	各教科の評定					
	5年(要録)			6年(12月末日)		
	3	2	1	3	2	1
国語	25	15	5	25	15	5
社会	25	15	5	25	15	5
算数	25	15	5	25	15	5
理科	25	15	5	25	15	5
音楽	25	15	5	25	15	5
図画工作	25	15	5	25	15	5
家庭	25	15	5	25	15	5
体育	25	15	5	25	15	5
外国語				25	15	5
学年毎の満点	200			225		
報告書の満点	425					
換算後	300					

令和3年度東京都立中等教育学校及び東京都立中学校入学者決定に関する実施要綱・同細目 第13 特別措置に追記

第13 特別措置

(2) なお、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条により小学校長が出席停止にすることができるインフルエンザ等の学校感染症（新型コロナウイルス感染症を含む。以下「インフルエンザ等」という。）に罹患した者又は新型コロナウイルス感染症への感染が疑われ、受検日現在、濃厚接触者と判断され健康観察や外出自粛を要請されている者及び自治体によるPCR検査の結果を待っている者（これから検査を受ける予定の者を含む。以下「新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる者」という。）は、受検することはできない。ただし、小学校長が出席停止を解除している場合又は症状により学校医その他医師において感染のおそれがないと認められた場合は、受検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による受検等を申請する場合は、医療機関からの証明書や小学校長がインフルエンザ等による出席停止を解除していることについて証明する書類を添付すること。

また、濃厚接触者と判断され健康観察や外出自粛を要請されている者でも、以下のアからエまでの全ての条件を満たす場合は、別室での受検を認める。その際、特別措置申請書（様式15）により別室による受検等を申請すること。

ア 自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査の結果、陰性であること。

※ 一般のクリニック等での検査では受検要件を満たさない。

※ 検査結果が判明するまでの期間は受検できない。

イ 受検当日も無症状であること。

ウ 電車、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船などの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと。

エ 終日、別室で受検すること（ただし、校地内において別室まで他の受検者と接触しない動線が確保されていることとする。）。

(3) (2)にかかわらず、受検日に37.5度以上の発熱が認められた者は、受検することができない。

(4) 特別措置申請後に志願を取りやめる場合、申請者は速やかに小学校長を經由して、本校校長に志願の取りやめる旨連絡をする。